

【衛生証明書の様式等決定までの手順について】

- (1) 輸出国政府の担当機関（以下、輸出国政府）は、「衛生証明書を発行する体制」、「日本国側（輸入国）が要求する情報」を駐日外国公館（以下、大使館）経由で、日本の厚生労働省 健康・生活衛生局 感染症対策部 感染症対策課（以下、本省）に連絡する必要があります。まず、輸出国政府を通じて大使館に動物の輸入を検討していることを本省に連絡するように依頼して下さい。この依頼は、現地の荷送人等を通じて行います。大使館から本省への連絡がなされれば、それ以降のやりとりは、大使館経由で本省と輸出国政府の間で行われます。
- (2) (1) で輸出国政府より提供を受けた情報が、日本の「動物の輸入届出制度」で必要とする要件を満たしているか（情報を網羅しているか）否かを本省が確認します。
- (3) (2) の確認作業で問題が認められなければ、輸出国政府の発行した、日本向け「衛生証明書」の様式が決定されます。なお、上記の二国間のやりとりは大使館経由で行われます。それ以外のルート（輸入者⇒輸出国政府又は大使館⇒本省など）では認められません。

日本側が必要とする情報は以下の通りです。

- ・ 輸出を希望する動物の種類（哺乳類、げっ歯目、鳥類 等）
- ・ 輸出国政府の衛生証明書発行責任を有する組織の名称、住所
- ・ 衛生証明書発行に係る政府機関の組織図
- ・ 衛生証明書発行の手続きのフロー
- ・ 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則」別表第一の第三欄の事項に関する具体的な確認方法
- ・ 輸出国政府が発行する衛生証明書の様式

様式の作成にあたり、下記のサンプル様式を輸出国政府に依頼してください。

<https://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou12/pdf/09a.pdf>

# 二国間協議の手順一例

成田空港検疫所 輸入動物管理室

